

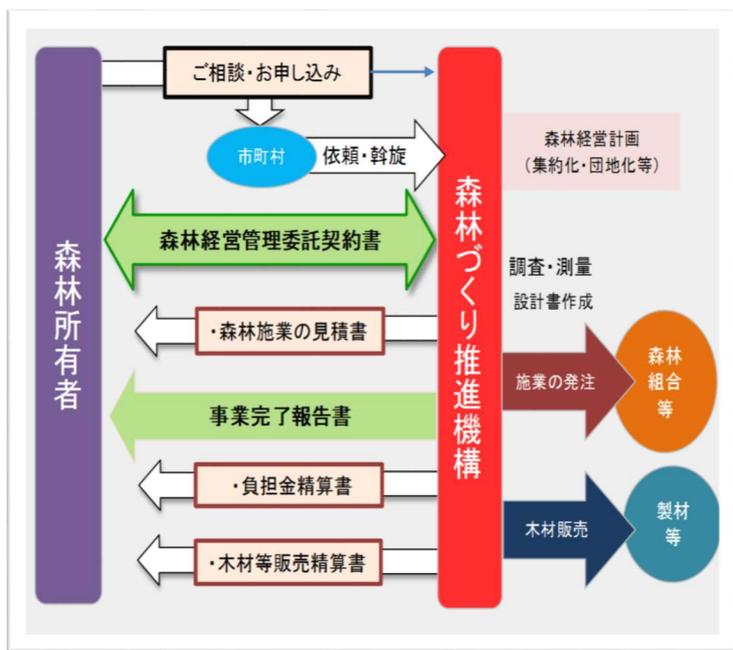
公2 森林管理推進事業

1 森林管理受託事業

公有林と私有林の一体的管理を進めるため、所有者と委託契約を結び、森林の経営管理を受託しています。現在、受託森林の面積は、**3,167 ha**に達しています。（令和4年3月末）

経営管理の内容は多岐にわたっており、**森林の調査、経営計画の樹立、保育施業、伐採、販売**などを所有者の要望や森林の状況に応じて実施するとともに、業務に伴う補助金申請などの事務も行っています。

奥地林など条件不利森林の経営を管理受託し、企業からいただいた募金を活用して必要な整備を行う「**とくしま協働の森づくり事業**」を併せて実施しています。



2 ハローフォレストとくしま

令和元年度から、国（林野庁）による新たな「**森林経営管理制度**」がスタートしました。この制度では、放置され手入れができていない森林の整備を進めるため、森林所有者に「適切な森林の経営と管理」が義務づけられるとともに、できない場合には、市町村が森林所有者から経営管理を受託し、「**意欲と能力のある森林経営者**」に再委託することができるようになりました。また、その財源として市町村には「**森林環境譲与税**」が配分され、広大な森林を抱える中山間地域の市町村では、森林の整備や人材育成、普及活動などに活用されています。

とくしま森林づくり推進機構では、多くの経験と実績を持つ「**森林経営管理のプロフェッショナル**」として、市町村の委託を受け、森林所有者からの相談に応える窓口「**ハローフォレストとくしま**」を開設する等、「**森林経営管理制度**」を多面的にサポートしています。

